

災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関する

横浜市と横浜在宅看護協議会との協定（会員への説明）

1. 災害時に、訪問看護サービスの利用者に対して、優先度に基づいた巡回を実施し、市医療調整チームや各区の医療調整班と情報の共有など必要な連携を図る。
2. 訪問看護サービスを受けていない患者で、災害により医療を必要としている患者に対して、市医療調整チームや各区医療調整班と連携を図り、必要な対応を図る。
3. その他協議の上決定した事項
4. 以上の協力事項を行ったときには、その状況を記録するとともに、終了後、所定の様式により市に報告する。
5. この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、横浜市震災対策条例第36条第1項の規定に基づき、保証するものとする。
6. この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（故意または重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第36条第2項の規定に基づき、賠償するものとする。
7. 災害発生時に医療救護隊の看護師として活動する Y ナースへの積極的な登録を推進する。（本業ができない場合に活動できればよい）
8. この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、市が主催する会議、訓練、研修会等に参加する。